

# 皆成建設株式会社 災害防止重点実施事項及び対策

建設業に於ける重篤度の高い三大災害撲滅の為、以下の項目を共通対策とする。

- 「A」 事前作業計画の確実な実施。
- 「B」 危険な作業の廃止や変更と更なる安全な作業方法への変更。
- 「C」 より安全な機材の使用。
- 「D」 安全点検の確実な実施。
- 「E」 作業手順の確立と遵守。
- 「F」 危険の「見える化」の推進。
- 「G」 危険予知活動のマンネリ化の防止。

## [I] 三大災害撲滅のための具体的対策

### 「1」 墜落・転落災害の防止

#### (1) 作業床の設置等

墜落のおそれがある次の作業等については安全な作業床を設ける。

- ① 鉄骨の組立作業
- ② 足場の組立、解体、変更の作業
- ③ 足場上における作業
- ④ 屋根上における作業
- ⑤ のり面等における作業
- ⑥ その他、墜落のおそれがある作業

※作業床を設けることが出来ないときは安全ネットを張り、親綱等を設置して墜落制止用器具を確実に使用させる。

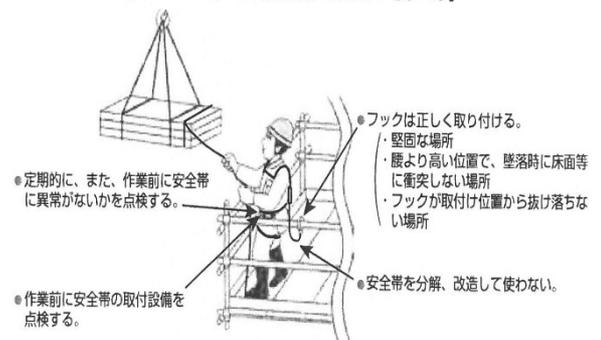
#### (2) フルハーネス型墜落制止用器具の使用

- ① 高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難な場所、作業床の端、開口部等で囲い、手摺の設置が困難な場所での作業のうち高さが5mを超える箇所ではフルハーネス型墜落制止用器具を使用させる。

(5m以下の場合は胴ベルト型の使用をさせる)

- ② 高さが2m以上の箇所で作業者に墜落制止用器具を使用させて作業を行う場合には、墜落制止用器具の取り付け設備を設けて使用させる。取り付け設備は原則として作業者の腰より上方の位置に設ける。

【フルハーネス型安全帯の正しい使い方】



(3) 作業主任者による直接指揮による作業

墜落・転落のおそれのある下記の作業は作業主任者の直接指揮のもとで作業させる。

- ① つり足場、張出し足場、高さ 5 m 以上の構造の足場の組立・解体・変更の作業。
- ② 高さが 5 m 以上の建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立、解体の作業。
- ③ その高さが 5 m 以上または橋梁の支間が 30m 以上の橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるものの架設、解体、変更の作業。
- ④ その高さが 5 m 以上または橋梁の支間が 30m 以上の橋梁の上部構造でコンクリート造の物の架設、変更作業。
- ⑤ 軒の高さが 5 m 以上の木造建築物の構造部材の組立または屋根下地若しくは外壁下地の取付の作業。
- ⑥ 高さ 5 m 以上のコンクリート造の工作物の解体または破壊の作業。
- ⑦ 掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削作業。
- ⑧ 土止め支保工の切梁または腹起こしの取り付けまたは取外しの作業。
- ⑨ ずい道等の掘削、覆工作業。
- ⑩ 高さ 2 m 以上のはい作業。
- ⑪ 型枠支保工の組立、解体の作業。

(4) 作業の中止と再開時の点検の実施

強風、大雨、大雪等の悪天候により墜落の危険が予想される場合は、上記(3)の

①～⑪の各項目の作業を行ってはならない。作業再開時には点検を実施し、その結果を記録する。

- ① 強風：10 分間の平均風速が毎秒 10m 以上の風をいう。
- ② 大雨：1 回の降雨量が 50 mm 以上の降雨をいう。
- ③ 大雪：1 回の降雪量が 25 cm 以上の積雪をいう。
- ④ 中震以上の地震：震度階級 4 以上の地震をいう。

(昭和 34 年 2 月 18 日 基発第 101 号)

(5) 墜落制止用器具の取り付け設備

- ① 高さが 2 m 以上の箇所で作業者に墜落制止用器具を使用させて作業を行う場合は、墜落制止用器具の取り付け設備を設け、その設置場所、使用方法等に関連する作業者に周知する。
- ② 墜落制止用器具の取り付け設備は、原則として作業者の腰の高さより上方の位置に設ける。

## (6) 架設通路の設置

① 架設通路を設ける場合には以下の項目による。

ア) 床材は上部な構造で著しい損傷、変形、腐食等が無いものであること。

イ) 床は幅が 40 cm 以上で、かつ、床材間の隙間は 3 cm 以下とし床材と建地との隙間は 12 cm 未満とすること。

ウ) 手摺等は次によること。

・ 上部な構造とすること。

・ 材料はたわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等が無いものとする

・ 床面からの高さは 90 cm 以上として高さ 35 cm 以上 50 cm 以下に中棧等を設けること。

エ) 必要に応じて高さ 10 cm 以上の幅木等を設けること。

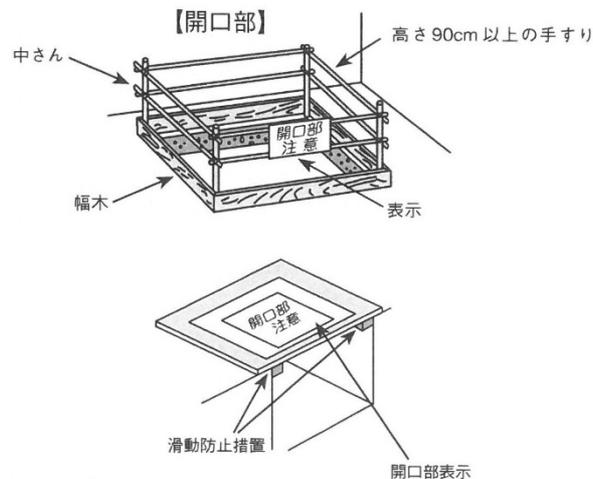
オ) 作業の必要上、臨時に手摺等の墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後ただちに復元すること。

カ) 勾配は 30 度以下とすること。ただし、階段を設けたものについてはこの限りではない。

キ) 勾配が 15 度を超えるものには踏みさんその他の滑り止めを設けること。

## (7) 開口部・作業床端等

① 墜落・転落のおそれのある開口部、作業床の端等には床面から 90 cm 以上の手摺、囲い等の滑動防止措置を講じた覆いを設ける。手摺を設けた場合には中棧、幅木等を設けると共に開口部等であることの注意喚起標識を設ける。これらの設備を必要により取り外した場合は作業終了後に復元し安全を確保すると共に開口部等の防護設備を取り外して作業をする場合には、開口部及び開口部付近への立入を禁止し、見やすい箇所に注意喚起の表示をする。



## (8) 足場の組立等の作業

- ① 足場の組立等の作業を行う場合には「手摺先行工法に関するガイドライン」に基づく作業方法の導入に努める。
- ② 吊り足場、張り出し足場または高さが2 m以上の構造の足場の組み立て作業については、次の墜落防止措置を講ずる。
  - ア) 組み立てや解体または変更作業の時期等を作業者に周知させる。
  - イ) 組み立て等の作業を行う区域内は関係者以外の立入りを禁止する。
  - ウ) 悪天候による危険が予想される場合は、作業を中止する。
  - エ) 足場材の緊結、取り外し等の作業を行うときは、次の措置を講ずる。
    - a) 幅40 cm以上の作業床を設ける。
    - b) 墜落制止用器具の取り付け設備を設置し、作業者に墜落制止用器具を使用させる。
  - オ) 部材、工具類の上げ下ろしを行う場合は、つり網やつり袋等を使用させる。
  - カ) 作業者に墜落制止用器具を使用させるときは、取付設備の異常の有無について随時点検する。
- ③ 足場に設ける手摺等については以下に掲げるところによらなければならない。
  - ア) 丈夫な構造とすること。
  - イ) 材料はたわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食がないものとする。
  - ウ) 枠組足場（妻側に係る部分を除く）にあっては以下のa又はbを、枠組足場の妻側に係る部分または枠組足場以外の足場にあっては、cを設けること。
    - a) 交差筋かい及び高さ15 cm以上40 cm以下の下棧若しくは高さ15 cm以上の幅木または同等以上の機能を有する設備。
    - b) 手すり枠
    - c) 床面からの高さが90 cm以上の手摺等及び床面から高さ35 cm以上50 cm以下の中棧等。
  - エ) 作業床は、幅が40 cm以上で、床材間の隙間は3 cm以下とし、床材と建地との隙間は、12 cm未満とすること。
- ④ 足場の組立て等の業務は、足場の組立て等の業務に係る特別教育等を修了していることを確認し、その者に行わせる。（足場の組立て等に係る特別教育は、足場の高さに対する制約が無いので、移動式足場、数台の脚立に足場板を緊結した脚立足場等も含まれる）

## (9) 足場の作業床

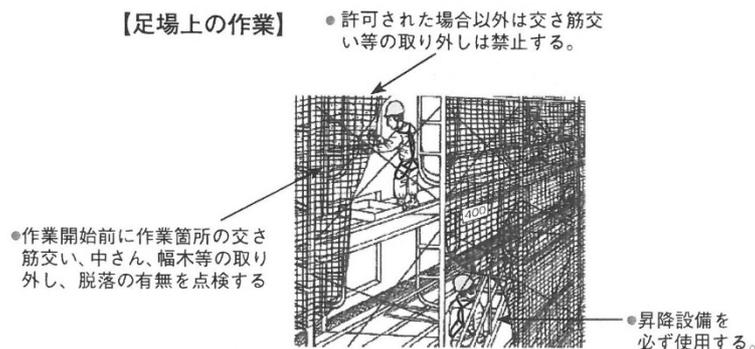
足場における高さ2 m以上の作業場所に設けられる作業床は次による。

- ① 幅は40 cm以上、床材間の隙間は3 cm以下、床材と建地との隙間は12 cm未満とすること。

- ② 手摺等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが困難な場合、または作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、安全ネットを張り、作業者に墜落制止用器具を使用させ、当該場所への立入りを禁止する等の墜落の危険を防止するための措置を講ずる。
- ③ 作業の必要上臨時に手摺等の墜落防止設備を取り外した場合は、当該作業が修了した後、ただちに復元しなければならない。

#### (10) 足場を使用する作業

- ① 足場を使用する作業の開始前には、当該足場を使用する業者ごとに点検者を指名し、その者にその日の作業開始前に手摺等の状態について点検させ、異常が認められたときはただちに補修し、または交換しなければならない。また、点検結果は記録し当該足場の解体が終了する時まで保管しなければならない。
- ② 足場の組立て、変更後及び悪天候・中震以上の地震後において足場における作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者など、足場について十分な知識・経験を有する者を点検者として指名し点検を行う。点検結果は当該足場を使用する作業が終了するまで保管する。
- ③ 足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重を表示する。



#### (11) 移動式足場（ローリングタワー）

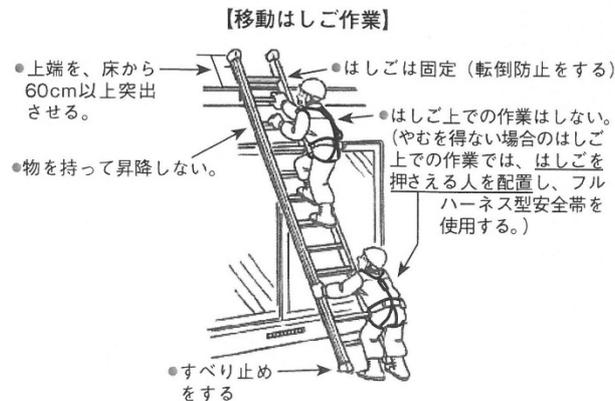
移動式足場（ローリングタワー）を使用する場合には次の措置を講ずる。

- ① 昇降設備、作業床、手摺等を設ける事。
- ② 手摺等は丈夫な構造で材料はたわみの生ずるおそれ、変形、腐食が無く、床面からの高さは90 cm以上として高さ35 cm以上50 cm以下の中棧を設ける事。
- ③ 高さ10 cm以上の幅木を設ける事。
- ④ 作業者を乗せたまま移動させることを禁止する。
- ⑤ 脚輪のストッパーを掛けること。（移動させる場合を除く）
- ⑥ 最大積載荷重を表示し、最大積載荷重を超えて積載しないこと。
- ⑦ その日の作業開始前に、設置した移動式足場の安定性、手摺の取り付け状態等を点検し、異常が認められたときは直ちに補修又は交換すること。
- ⑧ 最上部の作業床では梯子、脚立、可搬式作業台等の使用を禁止する。

(12) はしご、脚立

はしご、脚立は丈夫な構造で著しく損傷、変形等が無い者の他、次の物を使用する

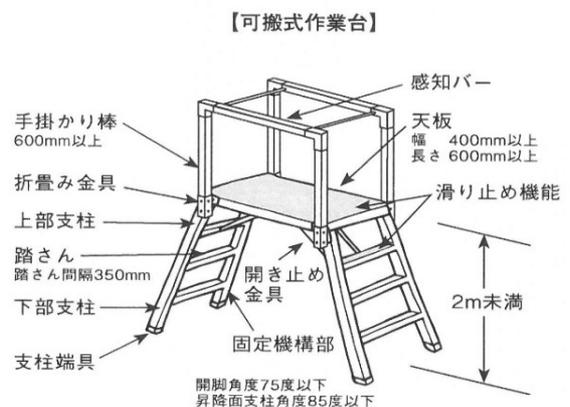
- ① 移動はしごは幅 30 cm以上とし、滑り止め装置の取り付け、転倒防止の措置（上部の固定、下部の抑え）をすること。
- ② 脚立は、脚と水平面との角度を 75 度以内に保つための金具等を備え、踏さんの幅は 5 cm以上のものを使用すること。



(13) 可搬式作業台

可搬式作業台は丈夫な構造のもので著しい損傷、変形等のない物のほか次のものを使用する。

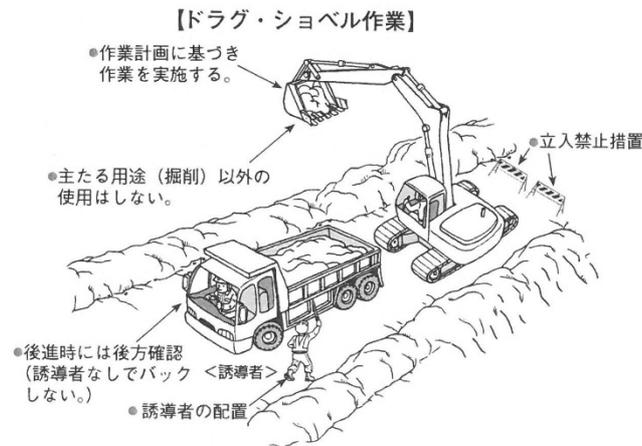
- ① 開脚状態における垂直高さは 2 m未満であること。
- ② 1.5mを超えるものは、手かかり棒のあるものを使用すること。
- ③ 開き止め金具、支柱伸縮型は支柱固定金具のある金具のあるものを使用する。
- ④ 天板の幅は 40 cm以上、長さ 60 cm以上であること。
- ⑤ 踏み栈の幅は 5 cm以上あるものを使用すること。
- ⑥ 作業前に各部を点検し、異常のないことを確認すること。
- ⑦ 1 台の作業台に同時に 2 人以上乗らないこと。及び単独使用を原則とすること。
- ⑧ 設置場所の床面の状態に応じて転倒及び不意の移動をしない様にする。
- ⑨ 天板上では架台、脚立を使用しないこと。
- ⑩ 資材を載せたままでの移動をしないこと。又、決められた積載荷重を超え積載しないこと。



## 「2」建設機械・クレーン等の災害防止

### (1) 車両系建設機械による災害の防止

- ① 車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、作業の方法及び順序、車両系建設機械の種類、能力、運行経路の設定、配置、運転者及び誘導者の配置、照明設備、標識の設置を盛り込んだ作業計画を定め、この計画により作業を進める。
- ② 誘導者を配置するときは、一定の合図を定めて誘導員に合図を行わせる。又、腕章やチョッキを使用させること等により関係者が識別出来る様にする。
- ③ 作業現場の車両系建設機械の走行路の必要箇所に制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設ける。
- ④ 車両系建設機械の構造上定められた安定度、最大使用荷重を守らなければならない。又、構造上定められている重量を超えるアタッチメントは装着させない。
- ⑤ 車両系建設機械の用途外使用の防止を徹底する。尚、ドラグショベル等を用いて荷の吊り上げ作業を行う場合はクレーン機能付きドラグショベルを使用し、クレーンモードへの切り替えなどクレーン機能を使った吊り荷作業の安全対策を徹底する。
- ⑥ 運転者が運転席を離れるときは、バケット等の作業装置を地上に降ろし、エンジン・キーを外す事を基本とする。
- ⑦ 車両系建設機械は、有効な特定自主検査済の検査標章が貼付けてあるものを使用する。

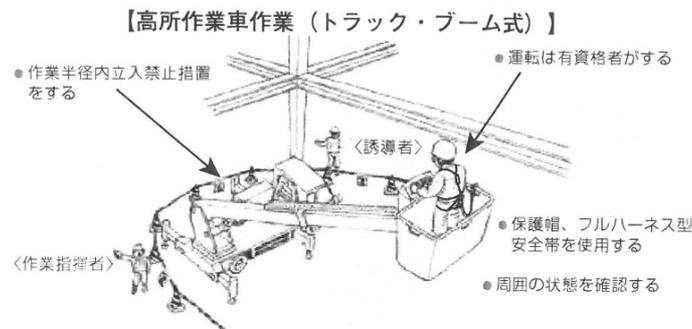


### (2) 基礎工事中用建設機械による災害の防止

- ① 基礎工事中用建設機械の組立て及び作業に於いては地盤補強の方法や作業の方法などについての作業計画を定め、この計画により作業を行う。
- ② 作業に使用する基礎工事中用建設機械の選定にあたっては、機械の仕様書等に表示された内容をもとに地形、地盤の状況、作業内容に応じた能力のものとする。
- ③ 基礎工事中用建設機械の組立て、解体、変更または移動は作業指揮者を選任し、その者の直接指揮のもとに行う。

### (3) 高所作業車による災害の防止

- ① 高所作業車を用いて作業を行う場合は、あらかじめ作業計画を定め、その計画に基づいて作業を行う。
- ② 高所作業車を用いて作業を行う場合には、当該高所作業車の種類及び能力に応じ、法令に定める資格を有する者から運転者を指名し運転させる。
- ③ アウトリガーを有する高所作業車を用いて作業を行う場合には、アウトリガーを最大限に張り出さなければならない。
- ④ 運転者が高所作業車の運転位置を離れる場合には、作業床を最低降下位置に置き、原動機を止めブレーキを確実にかけ、エンジン・キーを外しておく。
- ⑤ 高所作業車の操作席及び作業床以外の場所における作業者の搭乗を禁止する。
- ⑥ 使用する高所作業車の定められた積載荷重、その他の能力を超えて使用しない。
- ⑦ 高所作業車の作業床で作業を行う場合、作業者に墜落制止用器具を使用させる。
- ⑧ 高所作業車は、有効な特定自主検査済の標章が貼付けてあるものを使用する。



### (4) 不整地運搬車による災害の防止

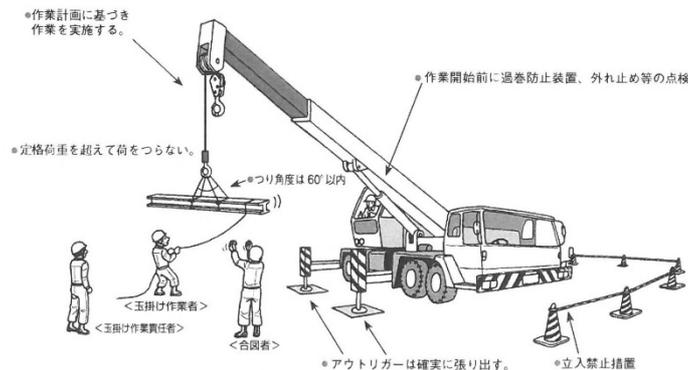
- ① 作業計画の作成、誘導者の配置、移送中の転落防止、点検・修理中に行うべき措置では（１）の車両系建設機械による災害の防止に準じた措置を講ずる。
- ② 最大積載量が５トン以上の不整地運搬車の荷の積卸し作業を行うときは、荷台上の荷の上に安全に昇降するための設備を設け、墜落による危険を防止するため保護帽の着用を徹底する。
- ③ 一つの荷の重量が１００kg以上のものの積卸し作業を行うときは作業指揮者を選任し、その直接指揮のもとで作業を行わせる。

### (5) クレーン等による災害の防止

- ① クレーン等を使用して作業を行う場合は作業編成・作業分担・クレーン等の種類及び能力、玉掛用具、合図等を組み込んだ作業計画を作成し、その計画に基づいて作業を行う。
- ② クレーンの運転中は関係者以外の物の作業半径内への立入禁止の措置をすると共に、吊り上げた荷の下に作業者を立入らせない。
- ③ クレーンの上部旋回体との接触を防止するため、上部旋回体の作業半径内に作業者を立入らせない。

- ④ 移動式クレーンの定格総荷重表を備え当該作業標の制限を超えて使用しない。
- ⑤ クレーンの過巻防止装置、過負荷防止装置、外れ止め装置の安全設置等については、有効に機能能するよう保持し使用する。
- ⑥ アウトリガーを最大に張り出すことを徹底する。又、敷き鉄板を敷き、地盤改良などの補強を行い、転倒をおそれの無い位置に設置する。
- ⑦ 架空電線等のある場所での作業は、感電防止のため周囲の状況を確認し、電路の移設、防護等を行い監視人を配置する。
- ⑧ 吊り荷の落下防止の為、定格荷重を明示し、適正な玉掛を励行し運転者と合図者との連携を密にすると共に無理な運転の禁止を徹底する。又、定格荷重を超える荷重をかけて使用しない。

【移動式クレーン・玉掛け作業】



#### (6) コンクリートポンプ車による災害の防止

- ① コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときは、コンクリートポンプ車について構造上定められた安定度、最大使用重量、ブーム先端ホース長等を守る。
- ② ブーム使用時には合図者を指名し、操作者とホースの先端を保持する者との連絡をさせると共にブーム下における作業を禁止する。

### 「3」倒壊・崩壊災害の防止

#### (1) 倒壊災害の防止

- ① 型枠支保工、足場等の仮設構造物の設計にあたっては、特に水平方向の安全性を充分考慮して荷重及び外力を計算し、これに耐えられる強度を確保する。
- ② 架設構造物を組み立てるときは、足場の崩壊、作業中の転落、部材の落下、構造物の倒壊等を防止するため、あらかじめ作業の方法、順序等の作業計画を定めこの計画に従って組み立てる。
- ③ 型枠支保工を組み立てるときは、組立図を作成し、それに基づいて型枠支保工の組立て等作業主任者の直接指揮のもとで組立てる。
- ④ 作業主任者の選任を必要とする下記の作業では作業主任者の直接指揮のもとで作業をさせ、墜落制止用器具及び保安帽等の使用状況を監視させる。選任する必要のない作業においては作業指揮者を指名・配置し安全作業について指揮させる。

- ア) 吊り足場・張り出し足場または5 m以上の足場の組立て並びに解体または変更の作業。
  - イ) 型枠支保工の組立てまたは解体の作業。
  - ウ) 高さが5 m以上の建築物の骨組み、又は塔であって金属製の部材により構成されるものの組立て、解体または変更の作業。
  - エ) その高さが5 m以上または橋梁の支間が30 m以上の橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるものの架設、解体または変更の作業。
  - オ) その高さが5 m以上または橋梁の支間が30 m以上の橋梁の上部構造であってコンクリート造のものの架設または変更の作業。
  - カ) コンクリート造の工作物（その高さが5 m以上のものに限る）の解体又は破壊の作業。
- ⑤ 型枠支保工についてはコンクリートの打設方法の検討及び各部の検討を行い、偏荷重がない様に打設計画を定め必要な措置を講じる。

## (2) 倒壊災害の防止

- ① 切土部の掘削高さが概ね1.5 m以上10 m以下の斜面掘削作業では作業計画を作成しこの計画により降雨後等の綿密な点検、振動を伴う作業の減少、上下作業の禁止等の徹底を図る。
- ② 小規模な溝掘削を伴う上下水道等工事では厚生労働省が示した「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づき作業を行う様務める。
- ③ 地山の掘削作業を行う場合には、作業箇所及び周辺の地山について調査を行い、その結果に基づいて次に掲げる事項を含む施工計画を定める。

ア) 施工の時期、方法及び順序。

イ) 掘削順序に応じた安全な勾配のとり方。

ウ) 掘削の作業または掘削面の下方で作業を行う場合の掘削箇所の上部の地山もしくは掘削面の崩壊または落石を防止するための防護の方法。

エ) 土止め支保工等の構造。

オ) 掘削面または土止め支保工等の点検及び補修等の方法、又、地質の変化、異常な湧水等の状態が起きたときには直ちにその状態に応じて計画を変更する等の必要な措置を講ずる。

- ④ 掘削面の高さが2 m以上の地山の掘削の作業を行う場合には地山の掘削作業主任者を選任し、その者に法令で定められた事項のほか次の事項について点検表を用いて作業開始前及び作業中に掘削面の状態の変化を確認させる。

ア) 掘削面が安全な勾配を保っていること。

イ) すかし掘りを行っていないこと。

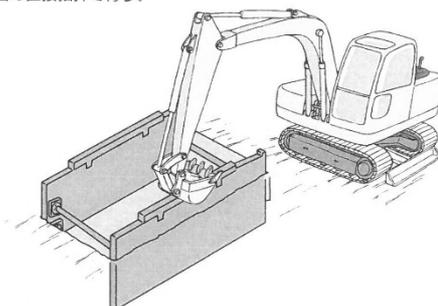
ウ) 浮石または亀裂の状態に変化が無いこと。

エ) 排水が良好であること。

- オ) 湧水の状態の変化（湧水の発生、量の変化、汚濁の変化）を確認すること。
  - カ) 掘削面の肩に接近して掘削土または資材等が置かれていないこと。
  - キ) 掘削箇所と積込の作業箇所との間隔が充分にあること。
  - ク) 関係者以外の立入禁止の措置が行われていること。
- ⑤ 掘削面の高さが2 m未満の場合には、あらかじめ点検者を指名し、その者に掘削面について作業開始前及び作業中に上記④のア)～ク)の事項について点検表を用いて掘削面の状態の変化を確認させる。
  - ⑥ 地山の掘削の作業を行う場合には作業箇所及びその下方に関係者以外の立入りを禁止する表示をする。
  - ⑦ 土止め支保工を組み立てるときは、あらかじめ組立図を作成し、当該組立図により組み立てる。
  - ⑧ 土止め支保工の切梁や腹起しの取り付け・取り外しの作業を行う場合には土止め支保工作業主任者を選任し、法令で定める事項の他に次の事を行わせる。
    - ア) 部材の配置、寸法及び取り付け順序は組立図による。
    - イ) 土止め支保工に異常を認めた場合には作業者を直ちに退避させる。
  - ⑨ 土止め支保工の腹起し・切梁等を足場として使用し、又はこれらに重量物を載せてはならない。
  - ⑩ 掘削面の肩に接近して掘削した土砂又は工事用の資材等を載せてはならない。
  - ⑪ 明かり掘削の作業は、点検者を指名してその者にその日の作業開始前に点検表を用いて点検させ、安全を確認してから作業を実施させる。特に大雨後及び中震以上の地震後は念入りに点検を実施する。

#### 【土止め工法】

- 小規模な溝掘削を伴う上下水道工事などでは、土止め先行工法により工事を実施する
- 掘削、土止め支保工作業は作業主任者の直接指揮で行う。



## [II] 他の主要災害防止の為の具体的対策

### 「1」交通災害の防止

- (1) 交通労働災害防止のためのガイドライン（厚生労働省）に基づく災害防止対策の推進。
- (2) 運転者に交通安全教育を行うと共に過労による交通労働災害を防止するため、疲労軽減への配慮や長時間継続した運転を行わせないように管理する。
- (3) 工事現場内での工事車両（車両系建設機械を除く）を運行する場合は運行経路の選

定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等を計画的に実施する。

- (4) 過積載や偏荷重が生じない様に積載する。
- (5) 同乗者にもシートベルトを着用させる。
- (6) 運転中における携帯電話使用等の「ながら運転」を禁止する。
- (7) 道路工事の走行路上の作業場所では走行車両が現場内に進入するのを防止するため交通誘導員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置する。

## 「2」 飛来・落下災害の防止

- (1) 足場や型枠支保工の組立て、解体等の作業、構築物の取り壊し等の作業にあたっては安全ネット、防護柵（朝顔）を設置すると共に作業主任者、作業指揮者、合図者及び監視人の配置ならびに立入禁止区域設定等の措置を講ずる。
- (2) 材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート掛け等により風、振動等による倒壊及び落下防止の措置を講じる。
- (3) 資材置き場等での荷の運搬取扱いは、荷崩れによる災害を防止するため高さを2 m以内にとどめると共に通路を確保する。

## 「3」 電気による災害の防止

- (1) 工事の施工計画を立てる場合及び作業中に必要が生じた場合には次の事項を調査し感電防止に必要な計画を立てる。
  - ① 架空電線の近接状況
  - ② 地中電線の敷設状況
  - ③ 電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況
  - ④ 受変電設備の状況
- (2) 次の場合には電力会社と事前に安全対策等について協議し、その指示に従う。
  - ① 作業者が作業中または通行中に高圧架空電線等に接触し、または接近するおそれがあるとき。
  - ② 作業者が取り扱う鉄骨、鉄筋、鉄板等の導電体が高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれのあるとき。
  - ③ 作業者が使用する移動式クレーン、杭打機等のジブ、アーム、ワイヤーロープ、吊り荷等が高圧架空電線等に接触し、又は接触するおそれがあるとき。
  - ④ 高圧架空電線等に接近して足場、架設通路等を設けるとき。
- (3) 前記(2)の危険がある場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させると共に適切に前項の措置が講じられていることを確認する。
- (4) 高圧架空電線等に接近して移動式クレーン、杭打機、杭抜き機等を使用する場合にはジブ、アーム、ワイヤーロープまたは吊り荷が電力会社と協議し指示された安全管理限界内にあるよう、あらかじめ合図者を指名し、その者に合図を行わせる。
- (5) 低圧の電路の敷設、修理の作業又は区画された場所に設置する低圧電路のうち充電

- 部分が露出している開閉器の操作の作業は法令の定めるところにより、あらかじめ電気取扱業務に係る特別教育を修了した者から作業者を指名し、その者に行わせる。
- (6) 移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びビーク溶接機を使用する場合には金属製外枠を確実に接地させる。
  - (7) 移動式電動機械器具又は可搬式電動機械器具を使用する場合には法令で定めるところにより、これらの電動機械器具が接続される電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ確実に動作する感電防止用漏電遮断器を使用する。
  - (8) 作業者が通行する足場、架設通路等に接近する高圧架空電線等がある場合には見やすい場所に「高圧線注意」「頭上高圧線注意」等の表示を行う。

#### 「4」火災・爆発災害の防止

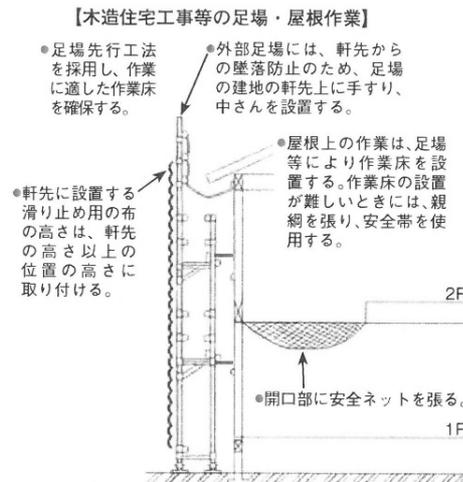
- (1) 火気を使用するときは火元責任者を定め事前に「火気使用届」を提出させ、使用中及び使用後の点検と確認を行わせる。
- (2) 火気を使用する作業においては消火器、防火用水、砂等を適切な場所に配置する。
- (3) 引火物、爆発物等の安全データシート（SDS）等により作業場所で使用する引火物、爆発物等の危険性又は有害性等を確認してリスクアセスメントを講じて作業者に周知する。
- (4) 溶接、溶断の作業では特に周囲の可燃物を整理し、防災シート等で引火防止の措置を講ずる。
- (5) 現場の発砲ウレタン系及びプラスチック系断熱材の使用箇所の確認と燃焼等の特性について周知徹底し、当該場所では火気を使用しない。

#### 「5」木材加工用機械災害の防止

- (1) 作業開始前に安全装置等について「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン（厚生労働省）以下丸のこ盤ガイドライン」による点検を実施する。
- (2) 1年以内ごとに1回、丸のこ等について「丸のこ盤ガイドライン」による点検を実施し、その結果と整備状況を記録する。
- (3) 上記（1）（2）の点検及び定期自主検査の結果、異常がある場合には当該木材加工用機械及びその安全装置等について、ただちに補修又は取り換える。
- (4) 丸のこ盤の清掃等の作業を行う場合には機械の主電源を遮断し表示板の設置を徹底する。
- (5) 携帯用電動工具等については電源コードの損傷、劣化等による感電防止を図るため点検・保守等を徹底する。

## 「6」低層住宅建築工事における災害の防止

- (1) 軒の高さが10m未満の木造建築物の建方作業を行うときは「足場先行工法に関するガイドライン（厚生労働省）」により安全な作業床を設けた上で工事を実施する。
- (2) 高さ5m以上の足場の組立て、解体、軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立てについては、それぞれ作業主任者の選任及び作業の直接指揮を徹底する。
- (3) 移動式クレーンの運転、玉掛等の資格を有する作業については有資格者により適正な方法による作業を徹底する。
- (4) 足場の設置が困難な屋根上作業においては「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に従って行う様務めること。



## 「7」不安全行動による災害の防止

- (1) 「危険予知活動」「ヒヤリハット運動」「ひと声かけあい運動」「グーパー運動」「指差呼称運動」等を積極的に実施する。
- (2) 「近道・省略行為」の禁止を徹底する。
- (3) 「建設工事に従事する作業者に対する安全衛生教育」「送り出し教育」「新規入場者教育」等の安全衛生教育を実施する。

## 「8」公衆災害の防止

- (1) 建設工事を施工する時は工事関係者以外の第三者の災害を防止する為「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）」に基づき保安施設等を設置する。
- (2) 現場付近は工事関係者以外の者が安全に通行出来るよう誘導者等を配置し、安全ネット、養生シート、仮囲い、柵、防音パネル、ネットフレーム防護柵（朝顔）等を設けると共に常に通路面を清掃、整備する。
- (3) 著しい騒音、振動、水質汚濁等を発生する有害な作業では必要な測定を行い、その結果によって使用機械の変更、工法の改善等の措置を講ずる。
- (4) 突風、強風による資材等の飛散防止対策を徹底する。
- (5) 工事施工敷地内は工事関係者以外の者の立入禁止の措置を講ずる。
- (6) 建築物の解体工事においては「建物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。

### [Ⅲ] 職業性疾病予防のための具体的対策

#### 「1」じん肺の防止

- (1) 「第9次粉じん障害防止総合対策（厚生労働省）」に基づく対策の実施。
- (2) 屋内・屋外にかかわらずアーク溶接作業、岩石の裁断作業、岩石・鉱物の研磨、ばりとり等に係る粉じんの有害性の認識の徹底、粉じん作業等の明示及び呼吸用保護具の適切な使用を徹底する。
- (3) 明かり掘削作業、屋内または坑内で動力工具によるコンクリート等のはつり作業等粉じんの発散を伴う作業には「保護具着用管理責任者」を選任し作業者に有効な呼吸器用の適切な使用及び保守管理を徹底する。

#### 「2」石綿障害の予防

- (1) 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め、囲い込みの作業を行う場合には次の事項が示された作業計画を定め、その計画により作業を行う。
  - ア) 作業の方法及び順序
  - イ) 石綿等の粉じんの発散を防止し、抑制する方法
  - ウ) 作業員への石綿等の粉じんの暴露を防止する方法
- (2) 石綿等を取り扱う作業場には関係作業員以外の者の立入りを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する。
- (3) 石綿等の切断等作業を行う場合には石綿等の切りくず等を入れるための密封できるふたの有る容器、プラスチック袋を備える。
- (4) 石綿等を取り扱う作業場には作業員が喫煙または飲食することを禁止し、その旨を作業場の見やすいな場所に表示する。
- (5) 石綿等を取り扱う業務または周辺業務に常時従事する作業員に対し雇入れまたは配置換えの際に常時従事させたことがある及び周辺業務に従事していたことがある作業員で、現に使用している者に遅滞なく当該健康診断の結果を通知する。
- (6) 石綿等を取り扱う作業については石綿作業主任者を選任し、作業を直接指揮させる。

#### 「3」振動障害の予防

- (1) 削岩機、コンクリートバイブレーター、コンクリートブレイカー等による振動障害を予防するため、次の措置を講ずる。
  - ア) 作業方法の改善、作業手順の作成及び関連した作業を組み込ませる等、振動への暴露が出来るだけ少なくなる様にする。
  - イ) 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせして、振動業務に従事しない日を設ける様努める。
  - ウ) 振動工具取扱い作業員には防振手袋を、騒音が90db以上の場合には耳栓及び耳覆い等の適正な安全衛生保護具を支給し、使用させる。

#### 「4」 科学物質のリスクアセスメント

- (1) 科学物質の危険有害性による作業者の健康障害等を防止するため「科学物質等による危険性または有害性の調査に関する指針」に基づき次の措置を講ずる。
- (2) 化学物質の管理に資するため危険有害性の表示と化学物質等安全データシート (SDS) を確認し、その危険有害性を作業者に周知する。
- (3) 定期的にパトロール等を実施し、安全衛生管理計画の実施状況等を確認し実施結果等の必要事項を記録し保管する。

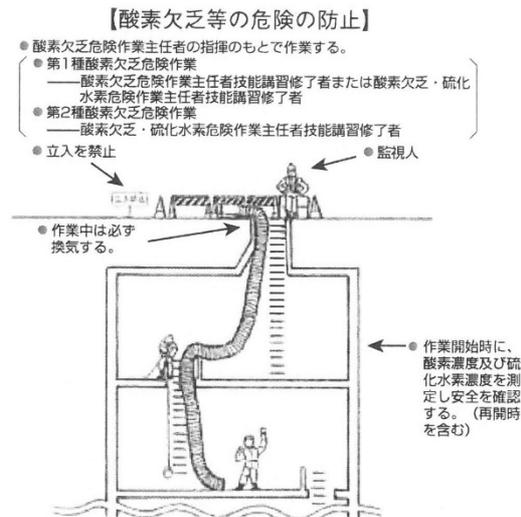
#### 「5」 有機溶剤中毒の予防

- (1) 有機溶剤作業主任者等を選任し作業手順書に基づく作業者への指揮、作業中の保護具の使用状況の監視、換気設備、警報装置等の使用状況を確認する。
- (2) 有機溶剤等の容器及び空容器の管理を適切に行う。
- (3) 化学物質等安全データシート (SDS) 等により作業場で使用する有機溶剤の危険有害性等の確認と事故発生時の措置について周知を徹底する。
- (4) 適切な呼吸用保護具、保護手袋等を使用すると共に日常の保守管理を行う。
- (5) 作業に応じた換気設備 (防爆構造を有する物) により適切な換気を行う。

#### 「6」 酸素欠乏症等の防止

暗渠、マンホール、地下室、貯槽タンクの内部等の酸素欠乏等の危険個所における作業は、次により酸素欠乏症の防止を図る。

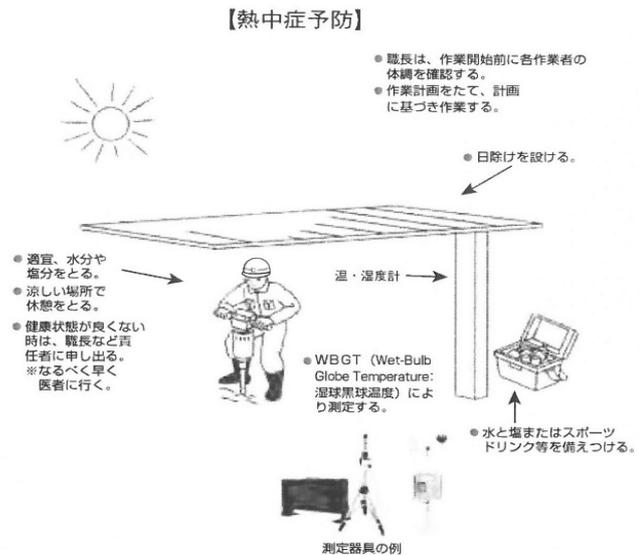
- (1) 第1種酸素欠乏危険作業には酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習修了者を、第2種酸素欠乏危険作業には酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を選任し、その直接指揮のもとで行う。
- (2) 酸素欠乏症または硫化水素中毒になるおそれのある作業場所への入退場の際、人員点呼の励行をすると共に関係者以外の立入禁止の旨を見やすい場所に表示する。
- (3) 緊急時の救急用具、給気式呼吸用保護具の整備を図ると共に救助に入る者についても給気式呼吸用保護具及び墜落制止用器具を使用する。



## 「7」熱中症の予防

夏期を中心に建設工事現場において熱中症が多発しており、これを予防するため以下の対策を講ずる。また、「職場における熱中症予防対策マニュアル（厚生労働省）」等も参考とする。

- (1) JIS規格に適合したWBGT測定器を設置するなどWBGT値を測定し暑熱環境の評価を行う。
- (2) 夏季期間の炎天下等でWBGT値が基準値を大幅に超えるときは原則として作業を行わない事も含めて作業時間の見直しを図る。
- (3) 作業場所に冷却水、氷水またはスポーツドリンクを置く等、十分な水分、塩分の補給が適宜行えるようにし、摂取状況を確認する。
- (4) 適切な休憩時間や作業休止期間を設け作業者の疲労の回復を図る。掘削作業等のエネルギー消費量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくする。
- (5) 直近の健康診断の結果から作業者の日常の健康状態を把握すると共に作業開始前に前日の睡眠等の状態、体調を確認し、これに応じて適正な配置を行う。
- (6) 作業中は作業者の健康状態に異常がないかどうかを確認するため頻繁に巡視を行うほか複数の作業者がいる場合には作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させる。



## [IV]心身の健康確保のための具体的対策

### 「1」健康診断等

- (1) 法令で定めるところにより常時使用する作業者に対し雇入れ時及び定期的健康診断を行う。
- (2) 健康診断の結果、異常所見があると判断された者に対し医師の所見に基づき適切に対処する。

### 「2」高齢作業者に対する安全衛生管理の充実。

高齢者の労働災害は若年者に比べて発生率も高く休業日数も長期化する傾向にあるため次の対策を実施する。

- (1) 作業者の体力、技能等に応じた業務の種類、場所、配置等について考慮する。特に高・低血圧症、心臓慢性疾患等のある者については高所作業から外す等の適正な配置を行う。
- (2) 高年齢者の足腰の敏しょう性、視力の低下等を考慮した作業手順の作成に努める。
- (3) 重量物の人力運搬を現象させると共に作業床、通路等を滑ったり、つまずいたりしない様に整備する。